

## 第7章 地域における支援サービス

### 第1節 経済産業局等知的財産室

経済産業局及び沖縄総合事務局知的財産室は、各地域において産業財産権に関する行政サービスを担うほか、管轄地域内の総合調整機能役として地方自治体や関係機関等と連携を図りながら知的財産に関する普及啓発や制度等の活用促進など地域の拠点として知的財産支援を実施しています。

#### 主な事業概要

##### (1) 地域における知的財産の総合的支援の展開

地域の知財に関する総合的支援として、地方自治体や関係する支援機関等と連携を図りつつ、地域ニーズに即した中小企業等に対する知的財産の普及啓発や取得・活用に係る支援事業（地域資源を活用した地域ブランド支援、意欲的な地域による先導的な知財支援の取組補助、地域の重点産業に焦点を当てた実態調査や集中支援、地元金融機関向けの意識啓発等）を展開しています。

##### (2) 特許等原簿の認証謄本の交付

特許庁と専用回線でつながっている端末を設置し、特許・実用新案・意匠・商標原簿の認証謄本の交付を受けることができます。

##### (3) 研究開発型中小企業向けの審査請求料・特許料の軽減措置の確認

研究開発型中小企業及び公設試験研究機関等を対象とした特許料等の軽減措置について、軽減申請書の受付及び確認行為を行っています。事前の相談を行っていますので、特許料等の軽減措置を受けられる方はお気軽に知的財産室にお問い合わせください。

※各知的財産室の所在地は「Ⅲ参考編 7. 経済産業局等知的財産室一覧」を参照ください。

##### (4) 知的財産に関する相談のワンストップサービス

従来の産業財産権の相談対応に加え、新たに営業秘密、標準化、地理的表示(GI)、種苗の育成者権、著作権等の知的財産権について、相談内容を理解したうえで適切な相談対応部署を紹介いたします。

## **(5) テレビ会議システムを用いた面接審査**

インターネット回線を利用した会議システムを使って行うテレビ面接審査を受け付けています。場所に制限はなく、出願人や代理人等が自身の PC 等から面接審査に参加して、審査官とコミュニケーションを図ることができます。

## 第2節 地域知的財産戦略本部

地域における知的財産に関する普及啓発や戦略的に知的財産を活用するための環境を整備するため、全国9か所の経済産業局及び沖縄総合事務局に地域の官民からなる「地域知的財産戦略本部」を設置し、地域の特色やニーズを踏まえた地域知的財産戦略推進計画を策定するなど、地域における知的財産の総合的な支援を推進しています。

地域知的財産戦略本部の役割

- ・ 地域の特色やニーズを踏まえ、その地域に合った独自の知的財産支援を検討。
- ・ 地域（経済産業局等の管轄地域）における知的財産支援の方向性等を具体化した「地域知的財産戦略推進計画」の策定。
- ・ 地域知的財産戦略推進計画に基づく各種支援施策の推進及び各種支援情報等の提供。

各地域知的財産戦略本部のURL

北海道知的財産戦略本部 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/chizai/index.htm>

東北地域知財戦略本部 <http://www.tohoku.meti.go.jp/chizai-enet/>

広域関東圏知的財産戦略本部 <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chizai/honbu.html>

中部知的財産戦略本部 <http://www.chubu.meti.go.jp/b36tokkyo/>

近畿知財戦略本部

[http://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/04kip-net/about\\_kip-net.html](http://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/04kip-net/about_kip-net.html)

中国地域知的財産戦略本部 <http://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/index.html>

四国地域知的財産戦略本部 <http://www.shikoku.meti.go.jp/chizai/index.html>

九州知的財産活用推進協議会

<http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/titeki/kyougikai.html>

沖縄地域知的財産戦略本部 <http://ogb.go.jp/move/okip/>

## 第3節 INPIT 知財総合支援窓口

（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）では、47都道府県全てに「INPIT 知財総合支援窓口」を開設し、中小企業等の知的財産に関する悩みや課題についてその場で解決を図るワンストップサービスを提供します。また、知財総合支援窓口には知的財産に関する専門家である弁理士を月4回以上、弁護士を月1回以上定期的に配置し、専門性の高い課題等について解決を図るほか、支援機関等との連携、知的財産を有効に活用できていない中小企業等の発掘などを通じて、中小企業等の知的財産活用の促進を図ります。

（Ⅲ参考編 10. INPIT 知財総合支援窓口一覧）

## 第4節 弁理士・日本弁理士会

産業財産権の取得や活用あるいはトラブルの際に、専門的知識によりの確かなアドバイスをしてくれるのが、弁理士です。弁理士は、知的財産に関する専門家であり、特許庁への特許、実用新案、意匠、商標等に関する手続代理等を行うことのできる国家資格者です。平成29年12月31日現在、全国で約11,200人の弁理士が登録されています。

### (1) 弁理士の活用分野

弁理士は出願書類の作成などの手続代理だけではなく、研究開発のアドバイスや、ライセンスの交渉、権利活用のアドバイスまで、様々な分野で活用できます。

- ① 研究開発段階（創造活動支援）
  - ・ 先行技術調査
  - ・ 研究開発相談・アドバイス
- ② 権利取得段階（創造した成果物を産業財産権として権利化）
  - ・ 権利取得関連の相談・アドバイス
  - ・ 保護の相談（特許出願か、営業秘密として秘匿するかなど）
  - ・ 出願書類等作成・特許庁への手続
  - ・ 外国出願関係書類の作成、出願書類等の翻訳、外国弁理士のあっせん・仲介、出願先国の相談等
  - ・ 特許登録に伴う年金管理・支払事務等の権利維持業務
- ③ 権利活用段階（取得した権利の活用支援）
  - ・ ライセンス交渉・契約の代理
  - ・ 鑑定
  - ・ 特定侵害訴訟での訴訟代理人(弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限る。)
  - ・ 税関への不正商品の輸出入差止手続における権利者又は輸出入者の代理
  - ・ 裁判外紛争解決手続（ADR）機関（日本知的財産仲裁センター、日本商事仲裁協会）における仲裁手続の代理

### (2) 弁理士の活用事例

十分に漏れのない権利の取得、権利の有効活用のためには、弁理士を活用すると効果的です。次に、具体的な弁理士の活用事例を紹介します。

#### ① 研究開発から権利取得・活用

研究開発の初期の段階から、最も効果的な法的保護を得るための権利化の方法、他企業との技術提携、ライセンス交渉等、取得した権利の最も有効な活用方法等について、指導・アドバイス等を求めることが考えられます。

## ② 紛争

権利取得等の過程で把握した技術動向、経営戦略等を踏まえて、相手方企業と交渉を行い、紛争の未然防止に尽力してもらうことも考えられます。また、紛争が発生した場合でも、代理人として、裁判外紛争解決手続（ADR）機関（日本知的財産仲裁センター、日本商事仲裁協会）における仲裁手続等を活用して、紛争の解決を図ってもらうことや、訴訟代理人（弁護士との共同受任事件に限る）や補佐人として、侵害訴訟事件に関して裁判所で積極的に活動してもらうことができます。

また、偽ブランド品などの輸出入を排除するための税関長に対する差止申立手続を依頼することもできます。

## ③ グローバル化への対応

諸外国での知的財産権に関する制度・運用の改正動向等についての最新情報を迅速に入手してもらい、情報提供・アドバイス等を受けることも考えられます。

### （3）弁理士情報について

弁理士の団体である「日本弁理士会」において、所在地、専門分野、技術分野などからニーズに見合った適切な弁理士を選択できるよう「弁理士ナビ」（弁理士検索システム）を提供しており、本システムと特許事務所のホームページをリンクさせています。平成27年3月からは、中小企業等の支援実績の有無や、受講した研修の内容から、弁理士を検索できるようになりました。特許庁ホームページともリンクさせていますので、そこから検索することができます。

また、日本弁理士会ホームページにおいて、弁理士に依頼する時のポイント、日本弁理士会の無料相談や活動等についてもホームページで案内しています。なお、電話等でも弁理士情報に関する相談を受けています（ただし、特定の弁理士の紹介はしていません）。

詳細については、日本弁理士会へお問合せください。

### （4）日本弁理士会

日本弁理士会では、地域ユーザーの知財ニーズに的確に対応し、知財活用による地域経済の向上を目的として、地域知財活性化のための活動に取り組んでいます。

「弁理士ナビ」は弁理士法第77条の2の規定に基づき「弁理士に事務を依頼しようとする者がその選択を適切に行うために特に必要な情報」として公開するものです。  
この利用目的に該当しない利用はご遠慮ください。この目的外利用に関わる問合せはご答えできません。

★利用者の方へ  
・情報は弁理士会が保有する情報を公開する「基礎情報」と、会員からの申告による「任意情報」に分かれます。任意情報は申告に基づくものであるため、当会はその情報について責任を負いません。  
・法制により既に受任している事件と利益相反する事件を受任してはならないため、弁理士や事務所によっては仕事の依頼をお受けできない場合があります。

★会員の方へ  
新規に情報を掲載したい方、掲載内容を変更したい方はこちらをご覧ください。

Copyright(C) Japan Patent Attorneys Association. All Rights Reserved.

「弁理士ナビ」 <http://www.benrishi-navi.com/>

- ① 全国各地（札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡）に支部を設置し、特許相談や弁理士情報の提供を行っています。
  - ② 全国各地において、「知財広め隊セミナー」や「知的財産フォーラム」などを開催しています。
  - ③ 知的財産を上手に活用して、更に上を目指す中小企業を応援するため、弁理士が直接企業に出向いてコンサルティングを行う「弁理士知財キャラバン」事業（無料）を実施しています。
  - ④ 資力に乏しい者が、社会的に有用な優れた発明や考案、意匠の創作について権利化する場合には、審査の上、出願費用や弁理士手数料の援助を行っています。
  - ⑤ 震災復興を支援するため、指定被災地の中小企業等を対象に、特許、実用新案及び意匠の出願費用や弁理士手数料を援助する「特許出願等復興支援制度」を実施しています。
- （Ⅲ参考編 12. 日本弁理士会本部・支部一覧 参照）

## 第5節 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）は、全国9か所に地域本部を設置し、様々な経営課題の解決に取り組む中小企業等を対象に、知的財産、生産性向上、IT化、販路開拓、財務、法務等、総合的・継続的な支援を行っています。中小機構の経験豊富な専門家が行う、企業の抱える課題や成長・発展段階に合わせた適切なアドバイス等を活用することにより、経営課題の解決、成長・発展に大きな効果が挙げられます。

### ■ 活用の方法と支援メニュー

全国9か所の中小機構の地域本部にお越しいただき、経営実態や経営課題をお伺いした上で、下記の支援方法や支援テーマを検討して行きます。遠隔地の方は電話相談・メール相談をご活用ください。

中小機構による主な支援メニュー

- ▶ 専門家による経営・技術相談、情報提供（無料）
    - 新分野進出、新商品開発・販路開拓、生産性向上、組織活性化、営業力強化、創業など様々な経営課題について気軽に相談いただけます。
  - ▶ セミナー等の開催（無料）
    - 創業・経営革新に関するビジネスプラン作成や特定のテーマに関する各種「セミナー」を行います。
  - ▶ 専門家の派遣等による課題解決・成長支援（ハンズオン支援事業）（有料）
    - 知財・経営・技術・財務・法律などの専門家を中小企業等に長期間継続して派遣し、経営課題、発展段階に応じたタイムリーで適切なアドバイスを行います。
- ① 専門家継続派遣事業

長期の支援計画を策定し、中小企業の育成・支援の第一線で活躍している経験豊富な専門家がステップ・バイ・ステップでアドバイスを行います。

#### ②経営実務支援事業

技術・経営・マーケティング等の経営実務について経験豊富なアドバイザーが、特定課題の解決に必要な実務的知識・ノウハウ面でアドバイスを行います。

#### ③販路開拓コーディネート事業

首都圏・近畿圏市場へのテストマーケティング活動を販路開拓コーディネーターが支援します。

#### ④戦略的C I O育成支援事業

経営戦略に基づくI T化計画の策定から実施に向けて、専門家を比較的長期間派遣し、課題解決に必要なアドバイスを行うとともに、企業内I T人材の育成を支援します。

(Ⅲ参考編 13. 独立行政法人中小企業基盤整備機構地域本部一覧 参照 )

## 第6節 商工会・商工会議所

中小企業にとって身近な存在である全国の商工会・商工会議所では、中小企業の知的財産に関する相談内容に応じて、各種支援機関の紹介と取り次ぎを行っています。

### 【お問い合わせ先】

最寄りの商工会・商工会議所、都道府県商工会連合会

全国商工会連合会 03-3503-1251

日本商工会議所 03-3283-7823

## 第7節 よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、①売上拡大のための解決策の提案、②経営改善策を提案し、行動に移すための専門家チームの編成・派遣、③どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介、を実施しています。

### 【問い合わせ先】

・全国47か所のよろず支援拠点

Ⅲ参考編 14. よろず支援拠点一覧 参照

・よろず支援拠点全国本部

独立行政法人中小企業基盤整備機構 03-5470-1581